

○福島地方水道用水供給企業団個人情報 保護条例施行規則

〔平成30年4月1日〕
規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関して、福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例（平成30年条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保護）

第2条 前条の個人情報の保護については、福島市個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第39号）の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。